

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 3 - 2 1	第 1 4 期第 4 回 食品衛生推進会議		
開催日時	令和 7 年 5 月 7 日 午後 2 時から午後 4 時まで			
開催場所	すみだ保健子育て総合センター 3 0 5 会議室			
出席者数	1 6 人【委員】森八一、佐伯信郎、鈴木健志、日野伸之、高橋香菜子、平賀浩士、 滝沢彰良、宮本真一、沖永和貴、芹田規久江、鈴木初代 【事務局】生活衛生課長、食品衛生係長及び係員 2 名、栄養士 1 名			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる)	傍聴者数	0 人	
議 題	<ol style="list-style-type: none"> 1 座長あいさつ 2 報告事項 <ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年度第 1 4 期墨田区食品衛生推進員名簿・保健所事務局職員の紹介について(資料 1) 令和 6 年度食品衛生推進会議の開催状況について(資料 2) 令和 6 年度食品表示法・健康増進法第 6 5 条に係る対応状況について(資料 3) 令和 7 年度墨田区食品衛生監視指導計画について(別添資料) 「食品表示基準について」の一部改正について(資料 4) 3 食品衛生推進員からの報告 4 議題 <ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年度食品衛生推進会議の活動計画について(資料 5) 令和 7 年度普及啓発関係事業について(資料 6) 5 情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 東京都内及び墨田区内の食中毒発生状況(資料 7) 区内施設における苦情事例について(資料 8) 			
配 付 資 料	<ol style="list-style-type: none"> 1 第 1 4 期墨田区食品衛生推進員名簿 2 令和 6 年度食品衛生推進会議 開催状況 3 令和 6 年度食品表示法・健康増進法第 6 5 条に係る対応状況 4 「食品期限表示の設定のためのガイドライン」の改正について 5 令和 7 年度食品衛生推進会議の開催および活動事業等の計画 6 令和 7 年度普及啓発関係事業について 7 令和 7 年東京都食中毒発生状況(速報値) 8 区内施設における苦情事例について <p>別添資料 令和 7 年度墨田区食品衛生監視指導計画について</p>			

<p>会 議 概 要</p>	<p>1 座長あいさつ 座長からあいさつがあった。</p> <p>2 報告事項 令和7年度第14期墨田区食品衛生推進員名簿・保健所事務局職員の紹介について（資料1） 事務局が概要を説明した。 【主な意見等】 特になし 令和6年度食品衛生推進会議の開催状況について（資料2） 事務局が概要を説明した。 【主な意見等】 特になし 令和6年度食品表示法・健康増進法第65条に係る対応状況について（資料3） 事務局が概要を説明した。 【主な意見等】 ・栄養成分表示について、免除されるのはどのような場合か。 （事務局） 販売事業者が消費税法の第9条第1項において消費税を納める義務が免除されることに該当する場合などは表示が免除される。 令和7年度墨田区食品衛生監視指導計画について（別添資料） 事務局が概要を説明した。 【主な意見等】 ・区民の方からのパブリックコメントはあったのか。 （事務局） 残念がらなかった。前回の会議を踏まえ来年度の計画は見やすいものに変更し、より意見をもらえるようなものとなるように改善していく。 「食品表示基準について」の一部改正について（資料4） 事務局が概要を説明した。 【主な意見等】 ・期限の設定について、資料には客観的な基準を科学的に決定する必要があると記載されているが、官能検査の結果によって期限設定した場合、根拠データがない。その場合はどうすればいいのか。 （事務局） 保健所側がどのように期限設定しているのかを伺った際に、適切な回答がもらえれば問題ない考える。 ・「消費者等から求められた場合には、まだ食べることができる期限の目安について、できる範囲で情報を提供しよう努める」との記載があるが、できる範囲とはどのような程度なのか。 （事務局） 期限の設定の際に安全係数をかけており、本来はもう少し期限が長いなどのことなど</p>
----------------	---

を話していただくことになるかと思われる。

(推進員)

賞味期限が過ぎても、食べることができる期限の周知とあっても、期限が切れてしまったものは販売をしてはならないはずではないか。

(事務局)

消費期限は「安全に食べられる期限」のため、期限を過ぎて販売することはできません。しかし、賞味期限は「おいしく食べられる期限」のため、販売については期限内に販売することが望まれます。

(推進員)

消費者の理解が進んでいかないと、製造者や販売者との間でトラブルになる事象が増えそうである。

(推進員)

販売物の期限が近いことなどの表示をしっかりと行い、消費者も購入にあたって自己責任で行うなど、後々トラブルにならないような対応を心掛ける必要性はあるだろう。

(事務局)

期限が過ぎていなくてもなんでも売っていいというわけではないと思われるので、メーカーや販売店などである程度の基準等を決めていく必要はあるであろう。

3 食品衛生推進員からの報告

- ・医療安全学会が愛知県で開催され、演題を発表した。
- ・四月の新入社員に対して、衛生管理についての研修を行った。
- ・組合の定例会において、HACCPのカレンダーの配布を行った。
- ・令和7年2月13日の食品衛生責任者実務講習会に参加できなかった組合内の店に内容の案内を行った。
- ・団体の会員向けに食品衛生係で発行しているリーフレットなどを配布した。
- ・講師をしている料理教室内で料理における衛生管理について話をした。
- ・テナント内のグリストラップ等の清掃状況等について確認を行い、指導をした。
- ・会社の従業員向けに衛生管理の呼びかけを行った。
- ・社内の営業担当者や新入社員に対して、食品衛生管理の研修を行った。
- ・店舗に食中毒予防における温度管理のポスターの貼り、周知を行った。
- ・役職者を対象に HACCP に関する研修を行い、作業管理の重要性について認識を改めてもらった。

4 議題

令和7年度食品衛生推進会議の活動計画について(資料5)

事務局が概要を説明した。

【主な意見等】

・アニサキスの講習会について、去年は子供が優先となっていたと思われるが、今回のチラシにはそのような文言がない。特に優先する対象者はないのか。

(事務局)

今回は年齢等関係なく、先着順で受け付ける。
令和7年度普及啓発関係事業について(資料6)
事務局が概要を説明した。

【主な意見等】

・DVDなどの貸し出し用品について、貸出実績はどれぐらいなのか。

(事務局)

手洗いチェッカーは社会福祉施設へ年数回貸し出しをしている。
今年度も既に数件の貸し出し予約が入っている。
DVDの貸し出しはあまり予約が入っていない。

(推進員)

食品衛生かるたは作成当時委嘱されていた推進員のメンバーで絵札の作成を行ったりした。機会があれば推進員の皆さんにも借りてほしい。

・「ウィークリーすみだ」での情報提供や告知は特集の番組として行うのか。

(事務局)

特集番組という形ではなく、定期放送の一枠を利用して発信させてもらっている。

・「すみだこの部屋」の情報提供の更新頻度はどれぐらいか。

(事務局)

月一回更新を行っている。

5 情報提供

東京都内及び墨田区内の食中毒発生状況(資料7)

事務局が概要を説明した。

【主な意見等】

特になし

区内施設における苦情事例について(資料8)

事務局が概要を説明した。

【主な意見等】

・当方の食品製造所においては、帽子手袋の着用を必須としているが、テレビの取材を受けている食品製造所などでは帽子をかぶってないで作業されている様子を見られる。保健所として食品取扱施設における帽子の有無に関して指導はしていないのか。

(事務局)

帽子の有無についての明確な定めはない。ただし、髪の毛の混入などが特に問題となるような業種の事業者に対しては確認、指導を行っている。

(推進員)

商業施設に入っている飲食店に対して、施設管理者として、帽子や手袋の使用に関してどのように対応しているのか。

(推進員)

	<p>以前は帽子の着用必須にしていたが、最近必須では無くした。</p> <p>・使い捨ての手袋の付け替えはいつやるのがいいのか (事務局)</p> <p>基準として明確に決まっていることはない。しかし、衛生管理という点においては作業工程が変わるときや、不衛生になったと思われる時点で変えていただく必要がある。</p> <p>(推進員)</p> <p>衛生管理においては、もったいないという考えをなくさなければ十分に管理できない部分があるため、給食施設としては工程で変えることなどを徹底している。</p> <hr/> <p>会議の概要は、以上である。</p>
所 管 課	保健衛生担当生活衛生課 食品衛生係(内線 03-5608-6943)